

「立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例」の制定等について

目 次

(ページ)

- 1 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例…………… 1
- 2 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則…………… 9
- 3 . 定率会費の算出の基準及び標準徴収率の一部改正新旧対照表…………… 16

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例

第1章 総則

(目的)

第1条 この特例は、本所市場における立会外取引（次条に規定する有価証券の単一銘柄取引及び終値取引をいう。以下同じ。）及びその決済並びに立会外取引の受託等について、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例を規定する。

2 この特例に定めないものについては、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の定めるところによる。

(単一銘柄取引等の定義)

第2条 この特例において単一銘柄取引とは、売買立会によらない売買であって、この特例に定めるところに従って行う本所が定める数量又は金額以上の取引をいう。

2 この特例において終値取引とは、売買立会によらない売買であって、この特例に定めるところに従って行う普通取引における最終値段による取引をいう。

第2章 業務規程の特例

(対象有価証券)

第3条 立会外取引は、次の各号に定める有価証券について行うものとする。

(1) 株券（新株引受権証書を除く。以下同じ。）

(2) 転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。）

(立会外取引の方法)

第4条 正会員は、立会外取引を行おうとするときは、本所に立会外取引の申込みを行わなければならない。

2 立会外取引は、売買システムによる売買以外の売買により行うものとする。

(決済日)

第5条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日（終値取引については、第2号に定める日）に決済を行うものとする。

- (1) 売買契約締結の日。ただし、当事者が合意するときは、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に限り決済を繰り延べることができる。
- (2) 売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（業務規程（以下「規程」という。）第8条第3項各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日）。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券（財団法人証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が保管振替事業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）を除く。）の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の売買については5日目の日とする。

（呼値）

第6条 正会員は、立会外取引を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものの別を、本所に対し明らかにしなければならない。

2 立会外取引の呼値は、本所の定める方法による呼値とする。

3 立会外取引の呼値は、次の各号に定める値段により行うものとする。

(1) 単一銘柄取引の呼値は、本所が定める値段により行うものとする。

(2) 終値取引の呼値は、次のaからcまでに定める値段（半休日においては、cに定める値段を除く。）により行うものとする。

a 前日終値（前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の普通取引（本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の証券取引所（以下「指定取引所」という。）における普通取引をいう。以下同じ。）における最終値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。cにおいて同じ。）をいう。以下同じ。））。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、本所がその都度定める値段とする。

b 前場終値（当日の午前立会の普通取引における最終値段（午前立会終了時において、呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。）をいう。以下同じ。）

c 当日終値（当日の普通取引における最終値段をいう。以下同じ。）

- 4 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定める値段で終値取引を行うことが適当でない場合若しくは前日又は当日に約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。)がない場合の値段は、本所がその都度定める。
- 5 単一銘柄取引の呼値には、数量、値段及び決済日を変更することができる旨の条件を付すことができる。
- 6 この特例に定めるもののほか、立会外取引の呼値に関し必要な事項については、本所が定める。

(単一銘柄取引の売買)

第7条 単一銘柄取引の取引時間は、次の各号に定める時間(半休日においては第3号を除く。)とする。ただし、本所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を正会員に通知のうえ、取引時間を臨時に変更することができる。

- (1) 午前8時20分から9時まで
- (2) 午前11時から午後0時30分まで
- (3) 午後3時30分から4時30分まで

- 2 単一銘柄取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値が合致した場合は、売方正会員及び買方正会員がその旨を確認したときに、当該呼値の間に売買を成立させる。
- 3 本所は、売呼値と買呼値とが合致した場合に、直ちに、売方正会員及び買方正会員へ確認を行うものとする。

(終値取引の売買)

第8条 終値取引の呼値の受付時間は、午前8時20分から午後4時まで(半休日においては、午前8時20分から午後0時20分まで)とする。ただし、本所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を正会員に通知のうえ、呼値の受付時間を臨時に変更することができる。

- 2 終値取引は、競争売買によるものとし、当該競争売買における呼値の順位は、第6条第3項第2号のaからcまでに掲げる各々の値段につき、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。
 - (2) 同時に行われた呼値の順位は、本所が定める。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、正会員が売呼値を行うとともに当該売呼値と対当させるために同数量の買呼値を同時に行う場合は、当該売呼値及び当該買呼値は、他の呼値に優先する。

3 前項の競争売買は、個別競争売買とし、当該個別競争売買においては、第6条第3項第2号aからcまでに掲げる各々の値段につき売呼値の競合及び買呼値の競合によるものとし、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める時刻（半休日においては、第3号に定める時刻を除く。）に、前項に定める呼値の順位に従って、売呼値又は買呼値のいずれか少ない方の呼値の全部の数量に達するまで、対当する呼値の間に売買を成立させる。ただし、本所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を正会員に通知のうえ、売買を成立させる時刻を臨時に変更することができる。

(1) 前日終値

午前8時50分

(2) 前場終値

午後0時20分

(3) 当日終値

午後4時

(約定値段の公表)

第9条 本所は、立会外取引が成立したときは、本所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

(売買内容の通知及び確認)

第10条 本所は、立会外取引について売買が成立したときは、直ちにその内容を売方正会員及び買方正会員に通知するものとする。

2 正会員は、前項の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

(立会外取引に係る売買の停止)

第11条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、立会外取引に係る売買を停止することができる。

(1) 立会外取引の対象となる銘柄について、規程第28条の規定により、売買の停止が行われた場合

(2) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(3) 立会外取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上立会外取引を継続して行わせることが適当でないとして認める場合

(4) 立会外取引に係る本所の施設に支障が生じた場合等において立会外取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

(立会外取引に係る過誤訂正等のための売買)

第12条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において立会外取引を執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適当と認める値段により、自己が相手方となって立会外取引によらずに執行することができる。

2 前項の売買の決済は、当該顧客の売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(決済のために授受する金銭及び有価証券)

第13条 正会員が立会外取引(前条に規定する過誤訂正等のための売買を含む。)の決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第5条第1号に規定する日に決済を行う立会外取引

売買契約締結ごとの売買代金の額及び有価証券の数量

(2) 第5条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引

決済日を同一とする同一正会員の総売付代金の額と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

2 前項第2号に規定する決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、規程第37条第1号に規定する決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量に含めるものとする。

(正会員等への通知及び公表の時期)

第14条 規程第62条の規定に基づく株券の単一銘柄取引(売付け及び買付けの双方が顧客の委託によるものを除く。)に係る通知及び公表は、約定代金が本所の定める金額以上の場合には、本所の定める日時に行うものとする。

(準用規定)

第15条 規程第4条、同第5条、同第38条、同第42条及び同第46条の規定は、立会外取引について準用する。

第3章 信用取引及び貸借取引規程の特例

(立会外取引のための貸借取引)

第16条 信用取引及び貸借取引規程第11条の規定にかかわらず、正会員は、第5条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引について、制度信用取引(信用取引及び貸借取引規程第2条第1項に規定する制度信用取引をいう。以下同じ。)に基づく立会外取引の決

済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係る立会外取引の決済のために、信用取引及び貸借取引規程第1条第1項に定める貸借取引を行うことができる。

- 2 正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る立会外取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して4日目の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。

第4章 受託契約準則の特例

（委託の際の指示事項）

第17条 顧客は、立会外取引のうち単一銘柄取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。

- （1）第5条第1号又は第2号に規定する決済日の区別
- （2）銘柄
- （3）売付け又は買付けの区別
- （4）数量
- （5）値段
- （6）取引時間
- （7）委託注文の有効期間
- （8）信用取引により行おうとするときは、その旨

2 顧客は、立会外取引のうち終値取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を正会員に指示するものとする。

- （1）前日終値、前場終値、当日終値の区別
- （2）前項第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号に掲げる事項

3 信用取引口座を有する顧客が立会外取引の委託につき、信用取引により行おうとする旨の指示を行わなかった場合には、当該立会外取引は信用取引によることができない。

4 顧客は、信用取引による売付け又は買付けを委託する場合には、制度信用取引によるものか一般信用取引によるものかの別を正会員に指示するものとする。

（売買再開時における委託注文の効力）

第18条 委託注文は、前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、本所が立会外取引に係る売買の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りではない。

(顧客の受渡時限)

第 19 条 立会外取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(1) 第 5 条第 1 号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引の委託

売買成立の日における本所の決済時限の 30 分前(対当取引(当該委託に基づく売付け又は買付けの呼値が当該呼値を行った正会員の買付け又は売付けの呼値と対当した取引をいう。))である場合は、正会員と顧客との合意により定める時限)

(2) 第 5 条第 2 号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引及び終値取引の委託

売買成立の日から起算して 4 日目の日の午前 9 時

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、受託契約準則第 8 条第 2 項各号に掲げる日に成立した立会外取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して 5 日目の日(利付転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。))の売買において、同条第 3 項又は第 4 項に定める場合には、同条第 2 項第 2 号又は第 3 号に定める期日の売買については 6 日目の日とし、同条第 3 項に定める場合における当該期日の翌日の売買については 5 日目の日とする。)の午前 9 時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

3 第 1 項第 2 号及び前項の規定にかかわらず、正会員が受託に際して別に本所の決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第 20 条 正会員に売付けを委託した顧客が、立会外取引の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の第 5 条第 1 号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) 株券の売付けについては、売買単位の券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(2) 転換社債型新株予約権付社債券の売付けについては、額面金額が売買単位の券種の転換社債型新株予約権付社債券

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、株券(機構非取扱株券(保管振替機構が保管振替事業において取り扱わない株券をいう。以下同じ。))を除く。)の売付けの委託において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(口座振替による受渡し)

第 21 条 正会員は、顧客から株券(機構非取扱株券を除く。)又は転換社債型新株予約権

付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債型新株予約権付社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債型新株予約権付社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債型新株予約権付社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りではない。

付 則

- 1 この特例は、平成14年4月1日より施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則

(目的)

第1条 この規則は、立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例(以下「立会外取引特例」という。)に基づき、本所が定める事項について規定する。

(単一銘柄取引の数量)

第2条 立会外取引特例第2条第1項に規定する本所が定める数量又は金額は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 株券

規程第15条第1号a又は第2号に定める数量

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

規程第15条第5号に定める金額

(呼値の方法)

第3条 立会外取引特例第6条第2項に規定する本所が定める立会外取引の呼値の方法は、立会外取引の呼値を行う正会員が本所所定の「立会外取引申込書」を本所に提出する方法とする。

(単一銘柄取引の値段)

第4条 立会外取引特例第6条第3項第1号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。

(1) 株券

普通取引(本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとあらかじめ指定した国内の他の証券取引所(以下「指定取引所」という。以下同じ。)における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。)における直前の約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された場合の当該気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第5条を除き同じ。)から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の1円の整数倍の値段とする。

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

前号の規定は、転換社債型新株予約権付社債券について準用する。この場合において、「1円の整数倍の値段」とあるのは「額面100円につき1銭の整数倍の値段」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定める値段で単一銘柄取引を行うことが適当でない場合又は普通取引において約定値段がない場合は、本所がその都度定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第5条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買について、規程第8条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。決済の翌日に繰り延べる売買については、これらの日の前日とする。）以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、本所がその都度定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第5条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、本所がその都度定める。

(呼値に関する事項)

第5条 立会外取引特例第6条第6項に規定により、立会外取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 決済日の区別の指定

単一銘柄取引の呼値を行うときは、立会外取引特例第5条に規定する決済日の区別を指定するものとする。

(2) 呼値の効力

呼値は、単一銘柄取引については当日の取引時間終了時に、終値取引については当日の呼値の受付時間終了時に、効力を失うものとする。ただし、立会外特例第11条各号の規定により、立会外取引に係る売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

(3) 呼値の制限

正会員は次のa及びbに掲げる銘柄について、上場後最初の約定値段が決定される

までは、呼値を行ってはならない。

a 次の(a)又は(b)に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄以外の銘柄

(a) 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(優先株を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株を除く。)

(b) 優先株(国内の他の証券取引所に上場されている銘柄を除く。)

b 転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されていた銘柄及び上場日の直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄(上場会社が、他の上場会社若しくは国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により本所若しくは国内の他の証券取引所において上場廃止され又は日本証券業協会において登録取消しされた後、合併会社の発行する合併転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄

(終値取引の呼値の順位)

第5条 立会外取引特例第8条第2項第2号に規定する同時に行われた呼値の順位は、本所が当該申込みを受けた順序とする。

(売買の停止)

第6条 立会外取引特例第11条各号に掲げる場合の売買の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(過誤訂正等のための売買の承認申請)

第7条 立会外取引特例第12条の規定により本所の承認を受けようとする正会員は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

(正会員等への通知及び公表)

第8条 立会外取引特例第14条に定める本所の定める金額は、50億円とし、本所の定める日時は、当該取引成立の日の翌日の午後4時30分とする。

付 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第7条第1項の規定

によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

福岡証券取引所 宛
FAX 092-738-3811

立会外取引申込書
単一銘柄取引

発注No.

平成 年 月 日

会員名 _____
発注者 _____ 証券(株)

【注文内容】

取引時間帯			取引区分	取引区分の変更	TEL ()		
・8:20~9:00	・11:00~12:30	・15:30~16:30	普通・当日	可・不可	FAX ()		
銘柄名	コード	売り買いの別	自己委託区分	値段(円)		数量(株)	
		売・買	自己・委託	(百万)	(千)	(百万)	(千)
				円		株	
備考				価格交渉の可否		数量交渉の可否	
				可・不可		可・不可	

※ 「取引時間帯」、「取引区分」、「売り買いの別」、「自己委託区分」は、該当するものに○を付けて下さい。

※ クロス取引の注文は、別様式となります。(クロス取引用の申込用紙を使用してください。)

【訂正及び取消欄】 訂正又は取消の場合のみ使用して下さい。

訂正・取消区分	訂正	取消					
取引区分	取引区分の変更	売り買いの別	自己委託区分	値段(円)		数量(株)	
普通・当日	可・不可	売・買	自己・委託	(百万)	(千)	(百万)	(千)
				円		株	
備考				価格交渉		数量交渉	
				可・不可		可・不可	

【取引所記載】 約定結果通知

売り買いの別	約定内容	約定値段	約定数量	約定時刻	備考
売・買	・全量成立	円	株	:	
	・一部成立	円	株	:	
	・未成立	円	株	:	

内容についてのお問合せは、福岡証券取引所 業務部 (TEL 092-738-3810)まで

福岡証券取引所 宛
FAX 092-738-3811

立会外取引申込書
単一銘柄取引

発注No.

平成 年 月 日

会員名 _____
証券(株)

【相手方呼値番号】

No.

交渉申込用

(呼値番号は、本所ホームページの注文情報ページご参照ください。)

発注者 _____

TEL ()

FAX ()

【注文内容】

取引時間帯			取引区分				
・8:20~9:00	・11:00~12:30	・15:30~16:30	普通・当日				
銘柄名	コード	売り買いの別	自己委託区分	値段(円)		数量(株)	
		売・買	自己・委託	(百万)	(千)	(百万)	(千)
				円		株	

※ 呼値番号は、本所ホームページ (<http://www.fse.or.jp/web/contents/tataigai.htm>) の注文情報ページご参照ください。

※ 「取引時間帯」、「取引区分」、「売り買いの別」、「自己委託区分」は、該当するものに○を付けて下さい。

約定結果通知書

売り買いの別	約定内容	約定値段	約定数量	約定時刻	備考
売・買	・全量成立	円	株	:	
	・一部成立	円	株	:	
	・未成立	円	株	:	

内容についてのお問合せは、福岡証券取引所 業務部 (TEL 092-738-3810)まで

福岡証券取引所 宛
FAX 092-738-3811

立会外取引申込書

発注No.

単一銘柄取引

平成 年 月 日

クロス取引用

会員名 _____ 証券(株)

発注者 _____

TEL ()

FAX ()

【注文内容】

取引時間帯			取引区分					
・ 8:20~9:00	・ 11:00~12:30	・ 15:30~16:30	普通 ・ 当日					
銘柄名	コード	自己委託区分		値段(円)			数量(株)	
		売	買	(百万)	(千)	(百万)	(千)	
		自己・委託	自己・委託			円		株

- ※ この用紙は、クロス取引の申込時のみ使用してください。
- ※ 「自己委託区分」は、売り買い両方をご記入ください。
- ※ 「取引時間帯」、「取引区分」、「自己委託区分」は、該当するものに○を付けて下さい。

約定結果通知書

【取引所記載】

売り買いの別	約定内容	約定値段	約定数量	約定時刻	備考
クロス	・全量成立 ・未成立	円	株		

内容についてのお問合せは、福岡証券取引所 業務部 (TEL 092-738-3810)まで

福岡証券取引所 宛
FAX 092-738-3811

立会外取引申込書

発注No.

終値取引

平成 年 月 日

会員名 _____ 証券(株)

発注者 _____

TEL ()

FAX ()

【注文内容】

銘柄名	コード	売り買いの別	自己委託区分	終値区分			値段(円)			数量(株)	
				前日	前場	後場	(百万)	(千)	(百万)	(千)	
		売 ・ 買	自己・委託						円		株

- ※「売り買いの別」、「自己委託区分」、「終値区分」は、該当するものに○を付けて下さい。
- ※「終値区分」は必須、値段欄は立会時間中の発注に限り不要です。
- ※クロス取引の注文は、別様式となります。(クロス取引用の申込用紙を使用してください。)
- ※訂正又は取消される場合は、下記欄を使用してください。

【訂正及び取消欄】

訂正・取消区分	売り買いの別	自己委託区分	終値区分			値段(円)			数量(株)	
訂正 ・ 取消	売 ・ 買	自己・委託	前日	前場	後場	(百万)	(千)	円	(百万)	(千)
										株

約定結果通知書

【取引所記載】

約定内容	売り買いの別	約定時刻	備考
・全量約定 ・未約定	売 ・ 買	8:50 ・ 12:20 ・ 16:00	
・一部約定 (株)			

内容についてのお問合せは、福岡証券取引所 業務部 (TEL 092-738-3810)まで

福岡証券取引所 宛
FAX 092-738-3811

立会外取引申込書

終値取引

(ク ロ ス 取 引 用)

発注No.

平成 年 月 日

会員名

証券(株)

発注者

TEL ()

FAX ()

【注文内容】

銘柄名	コード	自己委託区分		終値区分			値段(円)			数量(株)			
		売	買	前日	前場	後場	(百万)	(千)		(百万)	(千)		
		自己・委託	自己・委託										
												円	株

※「自己委託区分」は売り買いの両方をご記入ください。

※「終値区分」は必須、値段欄は立会時間中の発注に限り不要です。

約定結果通知書

【取引所記載】

約定内容	売り買いの別	約定時刻	備考
全量約定 ・ 未約定	クロス	8:50 ・ 12:20 ・ 16:00	

内容についてのお問合せは、福岡証券取引所 業務部 (TEL 092-738-3810)まで

定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>1(1) 普通株、優先株、優先出資証券及び新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）の<u>売買立会</u>における売買代金の万分の1.20</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、重複上場銘柄の対当取引（対当取引の報告に関する規則、第1条にいう「対当取引」）は売買代金の万分の0.1</p> <p>(2) <u>普通株、優先株及び優先出資証券の立会外取引における売買代金の万分の1.20</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、<u>重複上場銘柄は売買代金の万分の0.027</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p>	<p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>1(1) 普通株、優先株、優先出資証券及び新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）の<u>市場内</u>における売買代金の万分の1.20</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、重複上場銘柄の対当取引（対当取引の報告に関する規則、第1条にいう「対当取引」）は売買代金の万分の0.1</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>